

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 老人福祉センター（指定管理施設） 事務職 1名
2. 雇用期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日まで
（業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります）
3. 業務内容 （雇入れ直後）
指定管理施設（老人福祉センター他）での一般事務（福祉団体事務・施設の管理・運營業務）及び相談業務
（変更の範囲）
社会福祉協議会の業務全般
4. 就業場所 （雇入れ直後）
指定管理施設
（変更の範囲）
大阪狭山市社会福祉協議会、市役所南館
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
①ワード、エクセル等のパソコンが使える人
②普通自動車運転免許（AT限定可）
6. 勤務条件等
 - 給与 191,000円（月額）
このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規則に応じて支給
 - 勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
 - 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
 - その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 小論文・面接試験
※小論文については
テーマ：「老人福祉センターの職員として大切にしたい心構え」について
（400字詰原稿用紙2枚以内）
 - ・小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。
 - ・小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っていただいても結構です。（パソコン入力可）
8. 試験日及び場所
 - 日時 応募者と相談
 - 場所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
（さつき荘）
大阪狭山市今熊1-85
9. 合否通知 試験実施後10日前後
（全受験者に対し、合否にかかわらず通知します）
10. 採用 令和6年10月1日 嘱託採用（採用日については相談に応じます）
試用期間は、採用日より3ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消すことがあります。

11. 受験手続

- 受付期間
- 提出書類

随時募集

- (1) 履歴書(写真貼付)
- (2) 職務経歴書
- (3) 小論文
- (4) 資格証のコピー

12. 申し込み・問い合わせ

大阪狭山市社会福祉協議会（担当：古根川・津田）
〒589-0005 大阪狭山市今熊1丁目85番地
Tel 072-367-1761